

# 人事行政の運営等の 状況を公表します

養父市人事行政の運営等の状況を公表する条例に基づき、人事行政の公平性、透明性を高めるため、市職員の給与や人数を公表します。

## 1. 職員の任免および職員数に関する状況

### (1)部門別職員数の状況

	職員数（人）		対前年 増減数
	H 17 年	H 18 年	
一般行政部門	286	282	△ 4
特別行政部門(教育・消防)	108	101	△ 7
公営企業等会計部門 (水道・下水道・診療所等)	63	62	△ 1
合 計	457	445	△ 12

※職員数は、市長、助役を除いた人数です。

### (2)採用試験の実施状況

(平成 17 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日)

区 分	受 験 者	1 次試験 合格者	最 終 合格者	採 用 者
事務職	38 人	7 人	2 人	2 人
保健師	7 人	5 人	3 人	3 人
消防職	12 人	3 人	1 人	1 人
土木職	4 人	3 人	1 人	1 人
合 計	61 人	18 人	7 人	7 人

## 2. 職員の給与の状況

### (1)人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成 18 年 3 月 31 日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	16 年度の 人件費率
17 年度	29,177 人	23,719,111 千円	391,798 千円	3,625,430 千円	15.3%	15.2%

※普通会計とは、地方財政決算統計上における会計区分であって、公営企業と事業会計以外の全ての会計のこと。

### (2)職員の平均給料月額、平均年齢の状況（平成 17 年 4 月 1 日）

一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
331,100 円	42.6 歳	280,600 円	45.1 歳

### (3)ラスパイレス指数の状況

平成 17 年度	平成 16 年度
92.7	93.1

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を表す指数です。

## 3. 職員手当の状況

### (1)期末手当・勤勉手当（平成 17 年度）

1 人当たり平均支給額	16,396 百円
支給割合	期末手当 3.0 月分、勤勉手当 1.45 月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～10%

### (2)退職手当（平成 17 年 4 月 1 日現在）

	自己都合	勤奨・定年
支給率	勤続 20 年	21.00 月分
	勤続 25 年	33.75 月分
	勤続 35 年	47.50 月分
	最高限度額	59.28 月分

※いずれも国と同じ。

### (3)その他手当（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分	養父市	国
調整手当	5%	0%
住居手当	借家＝国と同じ、自宅＝3,500 円	借家＝家賃に応じて 27,000 円を限度に支給（家賃 12,000 円を超える場合に限り）、自宅＝2,500 円
通勤手当	交通機関利用の場合＝国と同じ、自動車等利用の場合＝使用距離に応じて 1,000 円～26,700 円を支給	交通機関利用の場合＝運賃等相当額が 55,000 円以下は運賃等相当額、自動車等利用の場合＝使用距離に応じて 2,000 円～24,500 円を支給
扶養手当	国と同じ	配偶者 13,500 円、配偶者以外の扶養親族 2 人まで 1 人 6,000 円と同 3 人目から 1 人 5,000 円、16 歳～22 歳までの子 1 人 5,000 円加算

#### 4. 特別職の報酬等の状況

(1)給料、報酬、期末手当の状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

		市長	助役	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬(月額)	条例による額	870,000 円	700,000 円	650,000 円	430,000 円	340,000 円	310,000 円
	当面の措置額	783,000 円	630,000 円	585,000 円	条例による額と同じ		
期末手当		【平成 17 年度支給割合】 4.35 月分（6 月期 = 2.10 月分、12 月期 = 2.25 月分）					

#### 5. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	
1 日 8 時間	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時 15 分～ 午後 1 時	正午～ 午後 0 時 15 分	午後 3 時～ 午後 3 時 15 分

(2)年次有給休暇の取得状況（平成 17 年）

付与日数	1 人当たり平均取得日数
1 暦年につき 20 日	7.6 日

(3)育児休業の取得状況（平成 17 年度）

区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	0 人	6 人	6 人

(注)平成 17 年度中に新たに取得した人数です。

(4)特別休暇等の概要（平成 17 年 4 月 1 日現在）

主な種類	付与日数等
ボランティア休暇	5 日以内（年）
結婚休暇	5 日以内
産前休暇	出産予定日 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前の日から出産の日まで
産後休暇	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日まで
妻の出産	妻の出産にかかる入院等の日から出産の日以後 2 週間を経過する日までの間において 2 日以内
子の看護	小学校就学前の子の看護のため、勤務しないことが相当であると認められる場合に 5 日以内（年）
忌引	親族の区分により 1 日から 10 日までの期間
夏季休暇	5 日以内（7 月～9 月）
リフレッシュ休暇	勤続年数が 20 年、30 年に達した場合、連続する 3 日以内
病気休暇	120 日以内（ただし、結核性疾患、精神障害の場合 2 年以内。公務災害の場合は任命権者が必要と認める期間）
介護休暇	連続する 6 カ月の期間内において必要と認められる期間（無給）
育児休業	3 歳に満たない子を養育する場合、その子が 3 歳に達する日まで（無給）

#### 6. 職員の分限および懲戒処分の状況（平成 17 年度）

(1)分限処分 0 人

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことです。

(2)懲戒処分 2 人（減給 1 人、戒告 1 人）

懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことです。

■お問い合わせ／養父市総務部総務課（☎ 662 - 3161）